

札調総第63号
令和3年9月9日

苫小牧市長
岩倉 博文 様

札幌土地家屋調査士会
会長 室田 尚人

用地測量分離発注について（ご依頼）

謹啓 初秋の候、岩倉市長様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素より札幌土地家屋調査士会へのご支援ご協力を賜り心より御礼申しあげます。

さて、私ども北海道内の土地家屋調査士は、永年、官公署が実施した用地測量に付随する地積測量図、土地所在図及び不動産登記規則第93条ただし書の不動産調査報告書（以下「地積測量図等」という）の作成業務を、測量会社等からの再委託により受託してきました。このことに関する今後の対応について、別紙の通りご依頼を申しあげます。何かご不明な点につきましては、札幌土地家屋調査士会にご連絡をいただけましたら、当会役員から説明をさせていただきたいと存じます。

末尾で恐縮でございますが、岩倉市長様はじめ皆様の一層のご健勝を祈念申しあげ、ご挨拶とさせていただきます。今後ともなにとぞよろしく願い申しあげます。

まずは、用地測量分離発注についてご依頼を申しあげます。

敬 白

1. 同封物 用地測量分離発注についての要望書
参考書類（別綴り）

要 望 書

用地測量分離発注について、次のようにご依頼申しあげます。理由をお読みいただき、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

【依頼事項】

用地測量等における発注をくださる場合は、土地家屋調査士業務と測量業者業務を分離のうえお願い申しあげます。

【理由】

1. 昭和 43 年、当時の北海道測量事業協同組合、北海道土地調査協同組合と当会が交わした「昭和 43 年 4 月 26 日付念書（三者念書）」に起因しますが、この念書は土地家屋調査士法に抵触するため、平成 29 年 3 月 31 日当会の失効宣言により失効しました。
2. 道内の土地家屋調査士会（札幌会、函館会、旭川会、釧路会）は、土地家屋調査士法遵守の精神から平成 30 年度の定時総会、臨時総会におきまして「測量業者等からの再委託による地積測量図等の作成業務を受託しない旨の宣言」を決議しました。
3. 地積測量図の作成者は、自ら調査・測量を行い現地の復元、隣接地との境界について責任を持てる者でなければなりません。万一事故が発生すれば、地積測量図の作成者がその責任を問われます。
さらに、地積測量図等の作成を土地家屋調査士以外の者が業として官公署や個人を問わず他からの依頼を受けて行った場合は、土地家屋調査士法第 68 条の規定（非調査士等の取締り）に抵触します。
したがって、地積測量図の作成者欄に記名捺印する者は、実際に現地を調査・測量し、その成果に基づいて地積測量図を作成した者でなければなりません。

以 上